

福井県地域防災計画の改定について

- 令和6年能登半島地震を踏まえた反映
【本編】【震災対策編】

改定項目	県地域防災計画の改定内容	該当頁
新たな技術を用いた設備の活用	県および市町は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努める。	【本編】 P45 【震災対策編】 P24
職員派遣、受入体制の整備	県および市町は、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備など、必要な準備を整える。	【本編】 P54 【震災対策編】 P73
津波発生時における避難指示の迅速な発令	市町は、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表時におけるJアラートによる住民への避難の呼びかけを、避難指示の伝達とみなすことができる。	【震災対策編】 P105
津波発生時における避難行動の県民への周知	県および市町は、津波避難の原則として、「すぐに、徒歩で、高台等へ、避難」を徹底するため、県民に対しわかりやすく発信する。	【震災対策編】 P105
道路啓開計画の策定	道路管理者は、大規模災害において道路啓開を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定する。	【本編】 P32 【震災対策編】 P52

改定項目	県地域防災計画の改定内容	該当頁
ドローンを活用した孤立集落の情報収集	県および市町は、ドローンを活用して孤立集落の被害状況を把握するため、孤立する可能性のある集落への航路を事前に設定するなど、災害時に迅速に対応できるよう努める。	【本編】 P105 【震災対策編】 P114
民間団体との災害時応援協定の締結	災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定 災害時におけるペット保護に関する協定 災害時における水循環システムの利用に関する協定	協定締結後 地域防災計画に反映

- ・ 防災基本計画の改正に伴う反映
【本編】【震災対策編】

改定項目	県地域防災計画の改定内容	該当頁
災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備	県および市町は、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努める。	【本編】 P44 【震災対策編】 P22
県民への情報伝達の推進	県および市町は、通信障害時の代替手段をわかりやすく情報提供するとともに、防災等に関する情報を迅速かつ確実に取得できるよう、多様な手段による伝達の仕組みの整備など必要な施策を講ずる。	【本編】 P63 【震災対策編】 P30
災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化	市町は災害ボランティアセンターの設置予定場所について、市町地域防災計画に明記し、相互協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。	【本編】 P65 【震災対策編】 P21